

## 岩内地方衛生組合告示第6号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項の規定に基づき、岩内地方衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧に関して次のとおり定める。

平成27年9月28日

岩内地方衛生組合  
組合長 上岡 雄司

- 1 施設の名称 （仮称）岩内地方清掃センター
- 2 施設の設置の場所 岩内郡岩内町字敷島内715-4
- 3 施設の種類 一般廃棄物中間処理施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
- 5 施設の能力 焼却施設 30t/日（30t/16h×1炉）  
破砕選別施設 7t/日（7t/5h）
- 6 実施した生活環境影響調査の項目 大気質、騒音、振動、悪臭
- 7 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上見地からの意見書を提出することができる。
- 8 縦覧の場所及び期間
  - (1) 縦覧の場所 岩内地方衛生組合施設建設課  
構成町村の一般廃棄物担当課
  - (2) 縦覧の期間  
平成27年9月28日から平成27年10月27日までとする。  
（ただし、縦覧時間は午前9時から午後5時までとし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 9 意見書の提出先及び提出期限
  - (1) 意見書の提出先  
岩内地方衛生組合施設建設課
  - (2) 提出期限  
意見書は、任意の様式により平成27年10月28日から平成27年11月10日までとする。（ただし、午前9時から午後5時までとし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (3) 提出方法  
持参提出とする。